

別表第2 (第11条, 第12条関係)

法人文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画(2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。)	ア 閲覧	100枚までごとにつき100円
	イ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ウ 複写機により複写したものの交付(エに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円(A2判については40円, A1判については80円)
	エ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円(A2判については140円, A1判については180円)
	オ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円(縦203ミリメートル, 横254ミリメートルのものについては, 520円)に12枚までごとに760円を加えた額

<p>カ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写にしたものの交付</p>	<p>1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額</p>
<p>キ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格X0606及び6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写にしたものの交付</p>	<p>1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額</p>

	ク スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格 X 6 2 4 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写にしたものの交付	1 枚につき 1 2 0 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 1 0 円を加えた額
2 マイクロフィルム	ア 用紙に印刷したものの閲覧	用紙 1 枚につき 1 0 円
	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1 巻につき 2 9 0 円
	ウ 用紙に印刷したものの交付	用紙 1 枚につき 8 0 円（A 3 判については 1 4 0 円， A 2 判については 3 7 0 円， A 1 判については 6 9 0 円）
3 写真フィルム	ア 印画紙に印画したものの閲覧	1 枚につき 1 0 円
	イ 印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 3 0 円（縦 2 0 3 ミリメートル， 横 2 5 4 ミリメートルのものについては， 4 3 0 円）

4 スライド (9の項に 該当するも のを除く。)	ア 専用機器 により映写 したものの 閲覧	1巻につき390円
	イ 印画紙に 印画したも のの交付	1枚につき100円(縦203ミリメートル, 横 254ミリメートルのものについては, 1, 30 0円)
5 録音テー プ(9の項 に該当する ものを除 く。)又は録 音ディスク	ア 専用機器 により再生 したものの 聴取	1巻につき290円
	イ 録音カセ ットテープ に複写した ものの交付	1巻につき430円
6 ビデオテ ープ又はビ デオディス ク	ア 専用機器 により再生 したものの 視聴	1巻につき290円
	イ ビデオカ セットテー プに複写し たものの交 付	1巻につき580円
7 電磁的記 録(5の項, 6の項又は	ア 用紙に出 力したもの の閲覧	用紙100枚までごとにつき200円

8の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ウ 用紙に出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
	エ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	オ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額

<p>カ 光ディスク(日本工業規格 X 0 6 0 6 及び 6 2 8 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したものの交付</p>	<p>1 枚につき 1 0 0 円に 1 ファイルごとに 2 1 0 円を加えた額</p>
<p>キ 光ディスク(日本工業規格 X 6 2 4 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したものの交付</p>	<p>1 枚につき 1 2 0 円に 1 ファイルごとに 2 1 0 円を加えた額</p>

	ク 幅 12.7 ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1 巻につき 7,000 円に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	ケ 幅 12.7 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 800 円（日本工業規格 X6135 に適合するものについては 2,500 円，国際規格 14833, 15895 又は 15307 に適合するものについてはそれぞれ 8,600 円，10,500 円又は 12,900 円）に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	コ 幅 8 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 1,800 円（日本工業規格 X6142 に適合するものについては 2,600 円，国際規格 15757 に適合するものについては 3,200 円）に 1 ファイルごとに 210 円を加えた額
	サ 幅 3.81 ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1 巻につき 590 円（日本工業規格 X6129, X6130 又は X6137 に適合するものについてはそれぞれ 800 円，1,300 円又は 1,750 円）に 1 ファイルまでごとに 210 円を加えた額
8 映画フィルム	ア 専用機器により映写したものの視聴	1 巻につき 390 円

	イ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800円(16ミリメートル映画フィルムについては13,000円,35ミリメートル映画フィルムについては10,100円)に記録時間10分までごとに2,750円(16ミリメートル映画フィルムについては3,200円,35ミリメートル映画フィルムについては2,650円)を加えた額
9 スライド及び録音テープ(第11条第5項に規定する場合におけるものに限る。)	ア 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき680円
	イ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円(スライド20枚を超える場合にあっては,5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)
備考 1の項ウ若しくはエ,2の項ウ又は7の項ウ若しくはエの場合において,両面印刷の用紙を用いるときは,片面を1枚として額を算定する。		